

学校法人羽衣学園 役員報酬等に関する規程

規程番号 690-01

昭和58年12月10日 制定・施行

令和 7年 4月 1日 施行

令和 8年 4月 1日 施行

目 次

- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義等)
- 第3条 (報酬等の支給)
- 第4条 (報酬の額の算定方法)
- 第5条 (退任慰労金等)
- 第6条 (報酬等の支給方法)
- 第7条 (費用)
- 第8条 (報酬の日割り計算)
- 第9条 (端数の処理)
- 第10条 (公表)
- 第11条 (実施細目)
- 第12条 (規程の改廃)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人羽衣学園（以下「本法人」という。）の寄附行為第58条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、本法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員及び評議員の報酬等とは、報酬、退任慰労金その他の役員及び評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員及び評議員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、理事及び評議員のうち、本法人の教職員に対して、教職員としての給与を支給し、本条の報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の役員並びに非常勤の理事長及び副理事長 報酬、退任慰労金
- (2) 非常勤の役員（理事長及び副理事長を除く）及び評議員 報酬

(報酬の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬総額（月額、各種手当を含む。）の上限の額は別表第1のとおりとし、各役員の報酬総額はその範囲内で、理事会において決定する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。
- 4 前2項の報酬（理事長及び副理事長の報酬を除く）は源泉徴収後の額とし、かつ、交通費を含んだ額とする。

(退任慰労金等)

第5条 退任慰労金については、羽衣国際大学退職金支給規程（法人本部）を準用し、俸給を報酬に読み替える。

2 非常勤の役員（理事長及び副理事長を除く）及び評議員（本法人の教職員を除く）が退任したときは、退任記念品を贈呈するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の役員並びに非常勤の理事長及び副理事長に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月21日 ただし、支給日が土日、祝祭日に当たる場合は、当該日直前の営業日に支払うものとする。

(2) 退任慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、3か月以内

2 非常勤の役員（理事長及び副理事長を除く）及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務に当たった日数に応じ、前項第1号に準じて翌月21日に支給する。ただし、同じ日に複数の業務に当たった場合であっても、原則として複数支給はしない。

3 報酬等は、原則、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むこととする。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員及び評議員（いずれも本法人の教職員を除く）が理事長の承認を得て出張したときは、出張旅費を支給する。

2 出張旅費の計算については、羽衣国際大学旅費規程（本部）を準用する。ただし、片道百キロメートル以上の旅費の場合に限り鉄道運賃及び船賃については、グリーン料金又は特別料金とすることができる。

3 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割り計算)

第8条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 本法人は、この規程をもって、私立学校法第151条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(実施細目)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

附 則

1 この規程は昭和58年12月10日から施行する。

2 この規程施行の際、現に就職している役員の報酬については、この規程により支給されたものとみなす。

附 則

平成4年3月12日理事会承認 常勤役員の年齢制限 第2条第3項

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年2月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月24日改正し、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日より施行する。

別表第1

役 職 名	報 酬〔月額〕（年額）
理 事 長	100万円 （1,200万円）
副理事長	90万円 （1,080万円）
常務理事	80万円 （ 960万円）
常勤監事	50万円 （ 600万円）

別表第2

役 職 名	報 酬
理 事 長	月額30万円 （年額360万円）
副理事長	月額20万円 （年額240万円）
理 事	理事会等会議出席その他法人業務 1日当たり3万円
監 事	理事会等会議出席その他法人業務 1日当たり3万円

別表第3

役 職 名	報 酬
評 議 員	評議員会等会議出席その他法人業務 1日当たり2万円（議長の場合は3万円）